

大和市告示第 6 1 号

大和市立病院新型コロナウイルス感染症対策寄附金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 30 日

大和市長 大木 哲

大和市立病院新型コロナウイルス感染症対策寄附金事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市立病院新型コロナウイルス感染症対策寄附金事業実施要綱（令和 2 年大和市告示第 1 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。